

議案第 7 号

飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する
条例について

飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方自治法施行令第 167 条の 17 に規定する契約の追加
医療関係の機器及びシステムの保守管理業務委託及び借入れに関する契約を長期
継続契約ができるようにするため。

飛驒市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例

飛驒市長期継続契約とすることができる契約を定める条例（平成17年飛驒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 医療関係の機器及びシステムの保守管理業務委託及び借入れに関する契約

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

飛驒市長期継続契約とすることができる契約を定める条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。</p> <p>(1) 事務用機器の借入れに関する契約</p> <p>(2) 自動車の借入れに関する契約</p> <p>(3) 市有施設の管理業務委託に関する契約</p> <hr/> <p>(4) その他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的契約で、市長が特に必要と認める契約</p> <p>附則 略</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。</p> <p>(1) 事務用機器の借入れに関する契約</p> <p>(2) 自動車の借入れに関する契約</p> <p>(3) 市有施設の管理業務委託に関する契約</p> <p><u>(4) 医療関係の機器及びシステムの保守管理業務委託及び借入れに関する契約</u></p> <p><u>(5) その他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的契約で、市長が特に必要と認める契約</u></p> <p>附則 略</p>

飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

市の医療機関における医療機器及び医療機器に付随するシステム（以下「医療機器等」という。）について、医療機器等の導入又は更新時に合わせてその保守及び借入れを複数年の長期継続契約の対象とすることで、医療機器等の故障による更新を速やかに行い、診療への支障を防ぎ、医療機器等の維持管理費の削減が行えるよう所要の改正を行う。

2 改正の内容

地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、医療関係の機器及びシステムの保守管理業務委託及び借入れに関する契約を長期継続契約ができるようにするため、同条例に当該規定を追加するもの。（改正後の本則第4号関係）

3 施行日 平成29年4月1日